

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監審議会規則第十五号）の一部を改正する省令新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>別表第二号の二第2 非常局、気象援助局、標準周波数局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）</p> <p>様式（略） 注1～8（略） 9 7の欄は、次によること。 (1)（略） (2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を470MHz以上の場合は3dB（設備規則第49条の7及び第54条第1項第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（設備規則第49条の6の2、第49条の7の2及び第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。）にあっては、6dB）低下の幅を「16kHz」又は「3.3kHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。 (3)（略） 10～35（略）</p> <p>別表第二号の三第1 簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）</p> <p>様式（略） 注1～23（略） 24 24の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコード及び記載事項を記載すること。ただし、時分割多元接続方式携帯無線通信、符号分割多元携帯無線通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局については、記載を要し</p>	<p>別表第二号の二第2 非常局、気象援助局、標準周波数局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）</p> <p>様式（略） 注1～8（略） 9 7の欄は、次によること。 (1)（略） (2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を470MHz以上の場合は3dB（設備規則第49条の7、<u>第49条の15</u>及び第54条第1項第4号に規定する条件に適合する無線局並びに1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（設備規則第49条の6の2、第49条の7の2及び第49条の7の3に規定する条件に適合する無線局を除く。）にあっては、6dB）低下の幅を「16kHz」又は「3.3kHz」のように記載すること。負帰還位相検波方式等の場合にあつては、実効雑音通過帯域幅を記載すること。 (3)（略） 10～35（略）</p> <p>別表第二号の三第1 簡易無線局（パーソナル無線を除く。）、構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）</p> <p>様式（略） 注1～23（略） 24 24の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコード及び記載事項を記載すること。ただし、時分割多元接続方式携帯無線通信、符号分割多元携帯無線通信、<u>時分割・符号分割多重方式携帯無線通信及び空港無線電話通信</u>を行う陸上移動局につ</p>

ない。また。MCA陸上移動通信を行う陸上移動局の制御装置については、記載を要しない。
25～40 (略)

いては、記載を要しない。また。MCA陸上移動通信を行う陸上移動局の制御装置については、記載を要しない。
25～40 (略)

○昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を改正する告示 新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行								
<p>一〇七 (略)</p>	<p>一〇七 (略)</p> <p>八 八三〇MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を使用して空港無線電話通信（専ら飛行場及びこれに隣接する一定の区域において電気通信業務を行うことを目的として開設された基地局と陸上移動局との間で通話のために行われる単一通信路の無線通信及びその無線通信の制御のために行われる無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">特 性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">感 度</td> <td>基準感度が二マイクロボルト</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実効選択度</td> <td> スプリアス・レスポンス 基準感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、四〇〇ヘルツの周波数で最大周波数偏移の六〇パーセントまで変調された妨害波を加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪の出力の和と雑音及び歪の出力の和との比が一三デシベルとなるときのその妨害波入力電圧と基準感度との比が七〇デシベル </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">隣接チャネル</td> <td>基準感度より三デシベル</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	特 性	感 度	基準感度が二マイクロボルト	実効選択度	スプリアス・レスポンス 基準感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、四〇〇ヘルツの周波数で最大周波数偏移の六〇パーセントまで変調された妨害波を加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪の出力の和と雑音及び歪の出力の和との比が一三デシベルとなるときのその妨害波入力電圧と基準感度との比が七〇デシベル	隣接チャネル	基準感度より三デシベル
項 目	特 性								
感 度	基準感度が二マイクロボルト								
実効選択度	スプリアス・レスポンス 基準感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、四〇〇ヘルツの周波数で最大周波数偏移の六〇パーセントまで変調された妨害波を加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪の出力の和と雑音及び歪の出力の和との比が一三デシベルとなるときのその妨害波入力電圧と基準感度との比が七〇デシベル								
隣接チャネル	基準感度より三デシベル								

八〇H (略)

十一 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、
F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz
以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局（

九〇H (略)

十二 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、
F二X電波、F三C電波又はF三E電波三三五・四MHzを超え四七〇MHz
以下又は八一〇MHzを超え九六〇MHz以下を使用する移動業務の無線局（

	相互変調特性	基準感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、相互変調を生ずる関係にある各妨害波を加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪の出力の和と雑音及び歪の出力の和との比が一三デシベルとなるときのその妨害波入力電圧と基準感度との比が六〇デシベル
	選択度	高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、四〇〇ヘルツの周波数で最大周波数偏移の六〇パーセントまで変調された妨害波であつて希望波から一二・五Hz離れたものを加えた場合において、装置の出力のうち信号、雑音及び歪の出力の和と雑音及び歪の出力の和との比が一三デシベルとなるときのその妨害波入力電圧と基準感度との比が六〇デシベル

放送中継用無線局、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局及び八四六MHzを超え九〇三MHz以下の周波数の電波を使用する地域防災無線通信を行う無線局を除く。)及び簡易無線局(九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。)の審査に適用する受信設備の特性

放送中継用無線局、時分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局、八五〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局、八四六MHzを超え九〇三MHz以下の周波数の電波を使用する地域防災無線通信を行う無線局及び八三〇MHzを超え八八七MHz以下の周波数の電波を使用する空港無線電話通信を行う無線局を除く。)及び簡易無線局(九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものを除く。)の審査に適用する受信設備の特性

表 (略)

表 (略)

十三～十八 (略)

十三～十九 (略)

○総務省告示第 号

平成五年郵政省告示第二百六十八号（無線設備規則第四十九条の十五第一項第二号トの条件を適用することが困難又は不合理である空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備の送信装置の技術的條件を定める件）は、廃止する。

平成 年 月 日

総務大臣 鳩山 邦夫

○平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を改正する告示新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行																	
<p>1 特性試験の試験方法のうち、スプリアス発射又は不要発射の強度の測定方法については、別表第一に定める方法とし、当該測定方法以外の試験方法については、次の表の上欄に掲げる特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）第二条第一項に定める無線設備の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる表に定める方法とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無線設備の種別</th> <th>表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一、二（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>三 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>四～百六（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>		無線設備の種別	表	一、二（略）	（略）	三 削除	削除	四～百六（略）	（略）	<p>1 特性試験の試験方法のうち、スプリアス発射又は不要発射の強度の測定方法については、別表第一に定める方法とし、当該測定方法以外の試験方法については、次の表の上欄に掲げる特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）第二条第一項に定める無線設備の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる表に定める方法とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>無線設備の種別</th> <th>表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一、二（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>三 証明規則第二条第一項第一号の八に掲げる無線設備</td> <td>別表第三</td> </tr> <tr> <td>四～百六（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>		無線設備の種別	表	一、二（略）	（略）	三 証明規則第二条第一項第一号の八に掲げる無線設備	別表第三	四～百六（略）	（略）
無線設備の種別	表																		
一、二（略）	（略）																		
三 削除	削除																		
四～百六（略）	（略）																		
無線設備の種別	表																		
一、二（略）	（略）																		
三 証明規則第二条第一項第一号の八に掲げる無線設備	別表第三																		
四～百六（略）	（略）																		
<p>2（略）</p> <p>別表第一・別表第二（略）</p> <p>別表第三 削除</p> <p>別表第四～別表第七十四（略）</p>		<p>2（略）</p> <p>別表第一・別表第二（略）</p> <p>別表第三 証明規則第2条第1項第1号の8に掲げる無線設備の試験方法</p> <p>別表第四～別表第七十四（略）</p>																	

○平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を改正する告示新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一・二（略） 三（略） 1～3（略） 4 電波法施行規則第十五条の三第二号⁽¹⁶⁾に掲げる規格のうち送信バースト長が五ミリ秒のもの 無線設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち送信バースト長が五ミリ秒のもの</p>	<p>一・二（略） 三（略） 1～3（略） 4 電波法施行規則第十五条の三第二号⁽¹⁷⁾に掲げる規格のうち送信バースト長が五ミリ秒のもの 無線設備規則第四十九条の二十八に規定する技術基準のうち送信バースト長が五ミリ秒のもの</p>

○平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正する告示（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二十三号		別表第二十三号	
項目	コード	項目	コード
(略)	(略)	(略)	(略)
設備規則第49条の15第1項に規定する陸上移動局の無線設備	D A P T	設備規則第49条の15の2第1項に規定する陸上移動局の無線設備	D A P T
(略)	(略)	(略)	(略)

○電波法関係審査基準（平成十三年一月六日総務省訓令第六十七号）の一部を改正する告示 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別紙2（第5条） 無線局の目的別審査基準</p> <p>第1 航空海上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 空港無線通信用無線局</p> <p>ア <u>空港無線通信用無線局は、設備規則第49条の15に規定する415.5MHzを超え417.5MHz以下の周波数及び460MHzを超え462MHz以下の周波数の電波を使用するデジタル方式により行われるもの（以下「デジタル空港無線通信」という。）であること。</u></p> <p>イ 空港無線通信を行う陸上移動業務の無線局及びこれに関連する機能試験用無線局の審査は、次の基準により行う。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 通信事項</p> <p>A 基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局は、電気通信業務に関する事項であること。なお、基地局及び陸上移動中継局は、<u>電気通信事業運営に関する事項</u>を付加することができる。</p> <p>B 機能試験用無線局の基地局及び陸上移動局は、<u>電気通信事業運営に関する事項</u>であること。</p> <p>(オ)・(カ) (略)</p>	<p>別紙2（第5条） 無線局の目的別審査基準</p> <p>第1 航空海上関係</p> <p>1 電気通信業務用</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 空港無線通信用無線局</p> <p>ア <u>原則として空港無線通信は、次のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(イ) <u>設備規則第49条の15の2に規定する415.5MHzを超え417.5MHz以下の周波数及び460MHzを超え462MHz以下の周波数の電波を使用するデジタル方式により行われるもの（以下「デジタル空港無線通信」という。）。</u></p> <p>(イ) <u>設備規則第7条第11項第2号に規定する830MHz以上の周波数の電波を使用する空港無線電話通信用無線局により行われるもの（以下「MCA空港無線電話通信」という。）。</u></p> <p>イ 空港無線通信を行う陸上移動業務の無線局及びこれに関連する機能試験用無線局の審査は、次の基準により行う。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 通信事項</p> <p>A 基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局は、電気通信業務に関する事項であること。なお、基地局及び陸上移動中継局は、<u>電気通信事業の運営に関する事項</u>を付加することができる。</p> <p>B 機能試験用無線局の基地局及び陸上移動局は、<u>電気通信事業の運営に関する事項</u>であること。</p> <p>(オ)・(カ) (略)</p>

(キ) 工事設計

A 空港無線通信を行う無線局の無線設備の工事設計は、設備規則によるほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

(A) 通信方式は、半複信方式、単信方式又は複信方式とする。

(B)・(E) (略)

B・C (略)

D (略)

(A) (略)

(B) 発射可能な周波数は、415.525MHz から 417.475MHz までの 25kHz 間隔のすべての周波数とする。

E (略)

(ク) (略)

A (略)

(A) (略)

(B) 制御用チャンネルは、デジタル空港無線通信にあつては陸上移動局 4000 局につき 1 チャンネルとする。

(キ) 工事設計

A 空港無線通信を行う無線局の無線設備の工事設計は、設備規則によるほか、次に掲げる条件に適合するものであること。

(A) 通信方式は、半複信方式(本方式を基本とする。)、単信方式及び複信方式であること。ただし、MCA 空港無線電話通信にあつては、単一通信路による単信方式であること。

(B)・(E) (略)

B・C (略)

D (略)

(A) (略)

(B) 発射可能な周波数は、デジタル空港無線通信にあつては 415.525MHz から 417.475MHz までの 25kHz 間隔のすべての周波数及びMCA 空港無線電話通信にあつては 830.0125MHz から 831.9875MHz までの 12.5kHz 間隔のすべての周波数であり、かつ、移動局間直接通信を行う場合を除き、基地局からの制御信号で指定される一の周波数に自動的に切り替えることができること。

E (略)

(ク) (略)

A (略)

(A) (略)

(B) 制御用チャンネルは、デジタル空港無線通信にあつては陸上移動局 4000 局につき 1 チャンネルとし、MCA 空港無線電話通信にあつては陸上移動局

B 陸上移動中継局に対しては、基地局に指定する周波数等と同一のもの。ただし、基地局を通信の相手方とする陸上移動中継局に対しては、当該基地局の指定周波数からデジタル空港無線通信にあつては、44.5MHz を減じた周波数とする。

C (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) (略)

(2) 空港無線通信を行う特定無線局

空港無線通信を行う陸上移動局であつて、包括免許に係る特定無線局の審査は、第1の20の(1)に定める基準によるほか、次の基準により行う。

ア・イ (略)

ウ 工事設計

(ア) 無線設備の規格

設備規則第49条の15第1項の規定に適合する無線設備であつて、施行規則第15条の3に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

(イ)・(ウ) (略)

(3)～(15) (略)

2・3 (略)

2000局につき1チャンネルとする。

B 陸上移動中継局に対しては、基地局に指定する周波数等と同一のもの。ただし、基地局を通信の相手方とする陸上移動中継局に対しては、当該基地局の指定周波数からデジタル空港無線通信にあつては、44.5MHz 及びMCA空港無線電話通信にあつては55MHz を減じた周波数とする。

C (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) (略)

(2) 空港無線通信を行う特定無線局

空港無線通信を行う陸上移動局であつて、包括免許に係る特定無線局の審査は、第1の20の(1)に定める基準によるほか、次の基準により行う。

ア・イ (略)

ウ 工事設計

(ア) 無線設備の規格

設備規則第49条の15又は第49条の15の2第1項の規定に適合する無線設備であつて、施行規則第15条の3に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

(イ)・(ウ) (略)

(3)～(15) (略)

2・3 (略)